

平成 22(2010)年 9 月 21 日

お客様各位

財団法人 日本食品分析センター

## 品目登録に関する試験のご依頼について

食品等輸入届出を行わない試験研究用のサンプルで実施した検査結果は、品目登録を行うことにより輸入通関用の検査結果として用いることができます。品目登録の手続きに関しましては最寄りの検疫所にお問い合わせください。

ご依頼に関しましては、以下の事項をご確認頂き、専用の「輸入食品等分析試験依頼書(品目登録用試験)」にご記入をお願い致します。

- ① 事前(検体送付前)に、「輸入食品等分析試験依頼書(品目登録用試験)」にご記入頂き、弊財団の検体送付先に FAX，メール又は郵送をお願い致します。依頼書は 1 検体(1 品名)ごとに作成をお願い致します(記入例をご参照ください)。

〈注意〉:依頼書は、海外からの送付検体をご依頼のものであることを確認するための資料にも使用致します。必ず検体送付前に弊財団までお送りください。事前に依頼書を送付頂けておらず、検体を送付頂いた場合は、ご依頼者不明の検体として一定期間保管後廃棄致します。

〈依頼書記入時の注意事項〉

- a) 品名:検体が何であるかを判断できる一般的な名称を記入します。
- b) ブランド名:商品名を記入します。
- c) 品番:成績書への記載必須事項です。
- d) JAN コード:成績書への記載必須事項です。
- e) 貨物の記号及び番号:記載事項が無い場合は記入不要です。
- f) 製造所名:Manufacturing Factory を記入します。
- g) 検体送付元:検体送付元である製造者名(Manufacturer)又は輸出者名(Sipper)のいずれかを記入します。

- ② 検体は、製造者または輸出者のいずれかから弊財団に未開封での直送をお願い致します。また、輸送業者へ行政機関以外の開封厳禁の指示をお願い致します。

発送先の住所はホームページ <http://www.jfirl.or.jp/e/organization.htm> をご参照ください。

③ 検体同梱書類

製造者または輸出者からの送付検体に、以下の書類の添付(同梱)をお願い致します。  
製造者または輸出者が作成した以下の全ての書類が必要です。

なお、書類は英語または日本語で作成をお願い致します。

<注意>:必要書類が添付されていない場合は試験が実施できません。ご了承をお願い致します。なお、不足書類等が依頼者を通じて製造者又は輸出者から再提出(電子メール不可)され、理由・事情等から適正と判断された場合は試験を実施致します。

<共通書類>

検体を特定する名称、品名、品番、JANコード、製造者、製造所名が記載された書類  
 インボイス、B/L(AWB)、国際スピード郵便(EMS)等の送付先が「Japan Food Research Laboratories」または「NIHON SYOKUHIN BUNSEKI CENTER」

<注意>: a) 輸出者が送付する場合には、インボイス又はB/L(AWB)等に製造者名の記載が必要です。

b) 品名等(品名、品番、JANコード、製造者名等)は全ての書類(分析試験依頼書を含む)で一致するようお願い致します。異なりますと、検疫所での登録時に差し替え等が命ぜられる可能性があります。

検体を特定するカタログ、写真(カラーで色、形状等の外観情報が分かるもの)が記載された書類

<注意>: 写真は品名・品番等が確認できる必要があります。

<適用される規格基準が特定可能な原材料、材質、製造方法(検体が加工品の場合に限る)を証する書類>

加工食品: 原材料及び製造方法が記載された書類

器具、容器・包装: 材質が記載された書類

おもちや: 材質、塗膜の材質が記載された書類

<検体が部品であるものは展開図などの図面>

検体が部品である場合には、製品との関連を示す展開図などの図面

④ 検体の輸入に関する費用は、弊財団に請求されないように製造者又は輸入者へ手配をお願い致します。

⑤ 品目登録の申請(手続き)はご依頼者より検疫所をお願いしております。弊財団では手続き作業はお受けしておりません。ご了承をお願い致します。

以 上